

旧	新
<p style="text-align: center;">水防計画書 (平成24年4月)</p>	<p style="text-align: center;">水防計画書 (平成28年3月)</p>
<p>第1章 総則</p> <p>第1節 目的</p> <p>本計画は、水防法第32条に基づき、流山市における洪水等による水害を警戒、防ぎよし、これによる被害を軽減する目的をもって、本市の各河川等に対して水防上必要な監視、警戒、予防、通信及び連絡、輸送、河川工作物の操作、水防に必要な器具・資材及び設備の整備運用、水防活動並びに水防管理団体間の協力・応援等についての実施大綱を示したものである。</p> <p>なお、洪水等とは、地震による堤防の漏水、沈下等の場合を含んでいる。</p> <p>第2節 水防の責任 新規</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1節 目的</p> <p>本計画は、水防法に基づき、流山市における洪水・雨水出水による水災を警戒、防ぎよし、これによる被害を軽減する目的をもって、本市の各河川等に対して水防上必要な監視、警戒、予防、通信及び連絡、輸送、河川工作物の操作、水防に必要な器具・資材及び設備の整備運用、水防活動並びに水防管理団体間の協力・応援等についての実施大綱を示したものである。</p> <p>なお、洪水等とは、地震による堤防の漏水、沈下等の場合を含んでいる。</p> <p>※平成27年7月水防法改正により「雨水出水」を追記。</p> <p>第2節 水防の責任</p> <p>4 国土交通大臣</p> <p><u>国土交通大臣が指定した洪水予報を行う河川については、当該河川の計画規模相当の降雨により河川がはん濫した場合における浸水想定区域を指定し、公表するものとする。</u></p> <p><u>また、指定した河川について洪水により相当の損害を生ずるおそれがあると認められた時は水防警報を発し、関係機関に通知しなければならない。</u></p> <p>※平成27年7月の水防法改正及び千葉県水防計画書との整合。</p>

旧

第3節 流山市防災会議
2 市防災会議の組織

表 市防災会議の組織

会 長	委 員
市 長	ア 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者 2人
	イ 千葉県知事の部内の職員のうちから市長が任命する者 4人以内
	ウ 千葉県警察の警察官のうちから市長が任命する者 1人
	エ 市長がその部内の職員のうちから指名する者 10人以内
	オ 教育長
	カ 消防長及び消防団長
	キ 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者 5人以内
	ク その他市長が必要と認め任命する者 6人以内

新

第3節 流山市防災会議
2 市防災会議の組織

表 市防災会議の組織

会 長	委 員
市 長	ア 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者 2人
	イ 千葉県知事の部内の職員のうちから市長が任命する者 <u>3人</u> 以内
	ウ 陸上自衛隊の自衛官のうちから市長が任命する者 1人
	エ 千葉県警察の警察官のうちから市長が任命する者 1人
	オ 市長がその部内の職員のうちから指名する者 <u>4人</u> 以内
	カ 教育長
	キ 消防長及び消防団長
	ク 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者 <u>2人</u> 以内
	ケ 公共的団体のうちから市長が任命する者 <u>4人</u> 以内
	コ 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者 <u>5人</u> 以内
サ 市民等 <u>6人</u> 以内	

※平成24年第4回定例会で流山市防災会議条例が改正

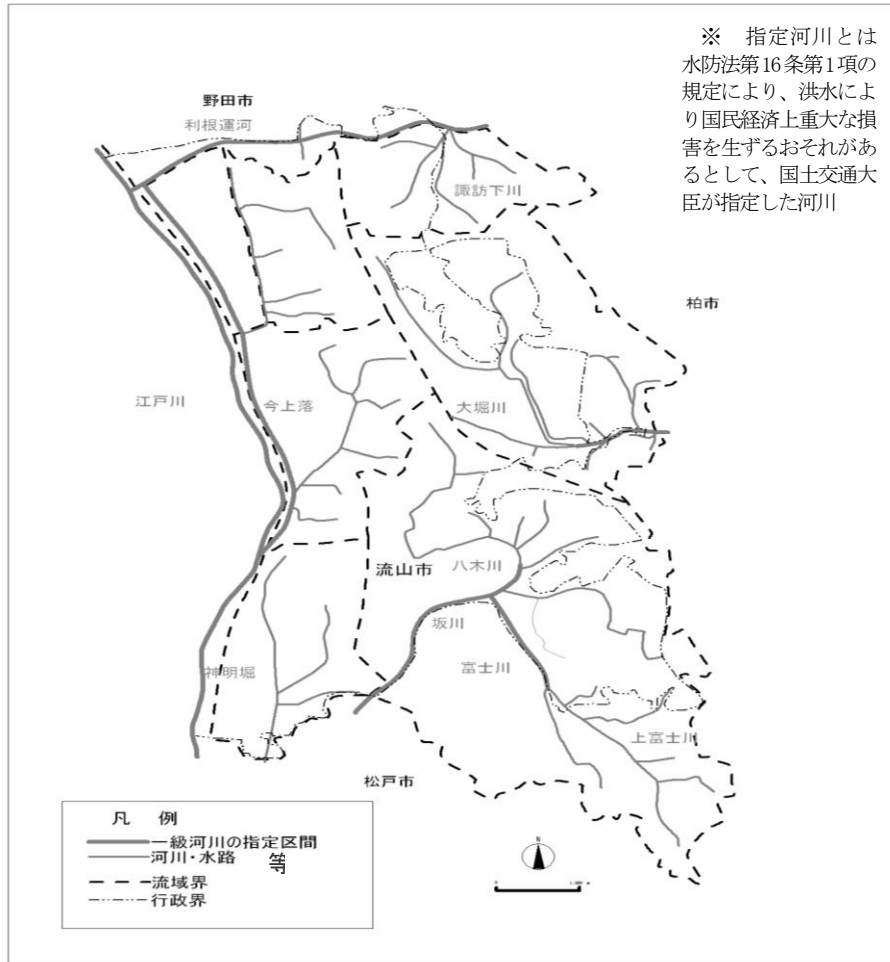
旧

第5節 本市の主な河川

市の主な河川は次のとおりとする。

指定河川 : 江戸川、利根運河、坂川

その他河川 : 大堀川、今上落、富士川、上富士川、神明堀、諏訪下川、八木川



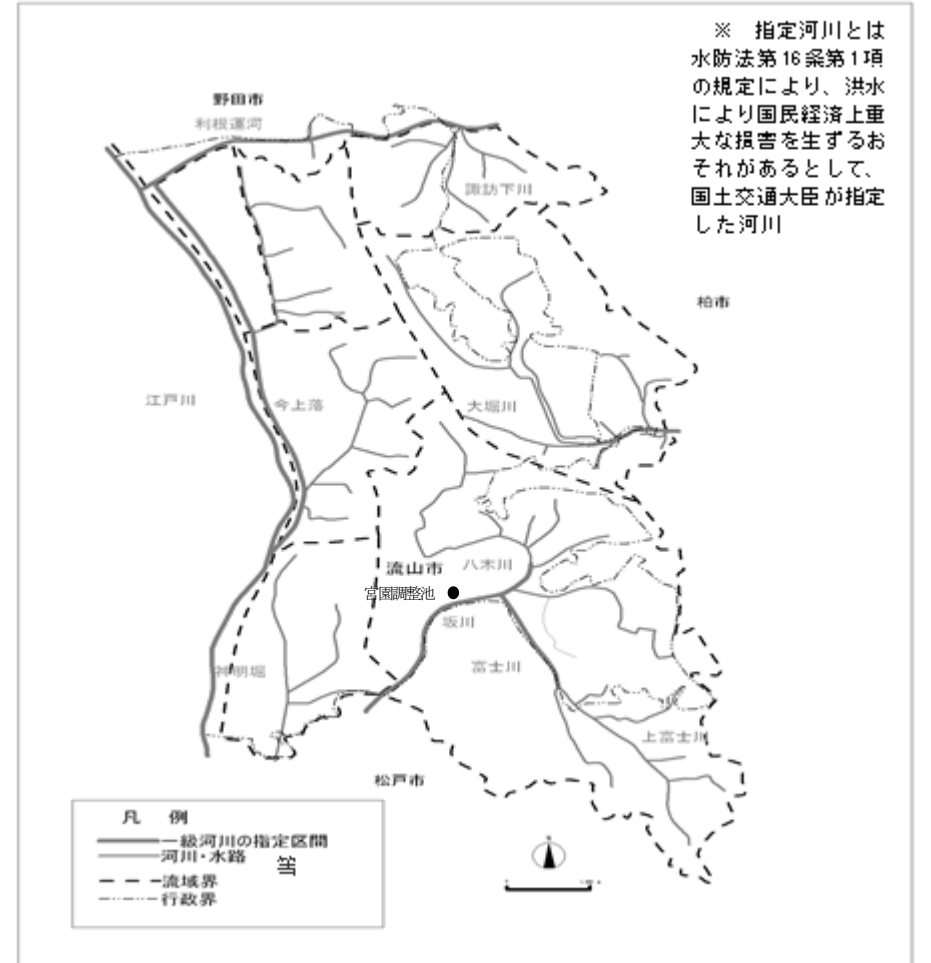
新

第5節 本市の主な河川

市の主な河川は次のとおりとする。

指定河川 : 江戸川、利根運河、坂川

その他河川 : 大堀川、今上落、富士川、上富士川、神明堀、諏訪下川、八木川、宮園調整池



※宮園調整池の追加（平成20年11月 指定）

旧	新
新規	<p>第6節 安全配慮</p> <p><u>洪水、内水のいずれにおいても、水防団自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。</u></p> <p><u>避難誘導や水防作業の際も、水防団自身の安全は確保しなければならない。</u></p> <p>《水防団自身の安全確保のために配慮すべき事項》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>水防活動時にはライフジャケットを着用する。</u> ・<u>水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のもので不通の場合でも利用可能な通信機器を携行する。</u> ・<u>水防活動時には、ラジオの携行等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。</u> ・<u>水防活動は複数人で行う（水門等操作を含む）</u> <p>※平成23年12月の水防法第7条第2項及び第33条第4項の改定。</p>

第2章 水防組織
第1節 水防本部の設置と配備体制

5 水防本部の配備体制		
	配備基準	配備人員
水防本部設置前	東葛飾地方及び隣接する区域に次の注意報等の1以上が発表もしくは伝達され、土壌部長、市民生活部長及び消防長が協議し、必要と認められたとき (7) 気象業務法に基づく予報※ 大雨注意報 a. 大雨注意報 b. 大雨注意報 (1) 水防法(第10条の2)に基づき予報 イ 集中豪雨等により被害が発生し、又は発生のおそれがあるとき。	防災危機管理課、河川課、道路管理課、消防防災課、消防防災課の課長及び職員数名
水防準備体制	次の警報が発表されたとき (7) 水防法(第10条の2)に基づき予報 a. 大雨注意報 b. 大雨注意報 (1) 水防法(第10条の2)に基づき予報 イ 集中豪雨等により被害が発生し、又は発生のおそれがあるとき。	本部長、全班長のほか、各班長が定めた班内職員、各公共施設の管理者
水防本部を廃止し、災害対策本部へ移行	次の警報が発表されたとき (7) 水防法(第10条の2)に基づき予報 a. 大雨注意報 イ 河川に災害が発生した場合、市長が必要と認められたとき	主なる水防事務及び水防活動 ・ 水防に関する情報連絡を行う。 ・ 水防団は連絡・待機体制とする。

※ 水防準備体制、水防注意体制の詳細な基準等については流山市水防活動実務マニュアルによる。

※流山市の組織改編により下水道業務課を削除

第2章 水防組織
第1節 水防本部の設置と配備体制

5 水防本部の配備体制		
	配備基準	配備人員
水防本部設置前	東葛飾地方及び隣接する区域に次の注意報等の1以上が発表もしくは伝達され、土壌部長、市民生活部長及び消防長が協議し、必要と認められたとき (7) 気象業務法に基づく予報※ 大雨注意報 a. 大雨注意報 b. 大雨注意報 (1) 水防法(第10条の2)に基づき予報 イ 集中豪雨等により被害が発生し、又は発生のおそれがあるとき。	防災危機管理課、河川課、道路管理課、消防防災課、消防防災課の課長及び職員数名
水防準備体制	次の警報が発表されたとき (7) 水防法(第10条の2)に基づき予報 a. 大雨注意報 b. 大雨注意報 (1) 水防法(第10条の2)に基づき予報 イ 集中豪雨等により被害が発生し、又は発生のおそれがあるとき。	本部長、全班長のほか、各班長が定めた班内職員、各公共施設の管理者
水防注意体制	次の警報の1以上が発表され、水防管理者(市長)が必要と認められたとき (7) 気象業務法に基づく予報 a. 大雨注意報 b. 大雨注意報 (1) 水防法(第10条の2)に基づき予報 イ 集中豪雨等により被害が発生し、又は発生のおそれがあるとき。	主なる水防事務及び水防活動 ・ 水防に関する情報連絡に必要な体制を構築する。 ・ 雨風、水位観測施設等を活用し雨量、水位情報を把握する。 ・ テレビ、インターネット(千葉県防災ポータル)、防災気象情報(等)、FAXを活用し気象情報を把握する。 ・ 水防資器材を確保する。 ・ 水門、樋門、樋管等の施設管理者と連絡をとり、必要な対策(操作用)を行う。 ・ 災害時の協力体制にある機関との連絡先を把握する。 ・ 必要に応じて巡視を行い、異状の有無を河川課長に報告する。 ・ 水防団は第2次出動体制に移る。 ・ 避難所確保(要援護者避難情報)発令を判断する。 ・ 「水防注意体制」による水防事務及び水防活動を水防本部に報告する。 ・ 市道並びに重要水防区域の巡視を行い、異状の有無を水防本部に報告する。 ・ 水門、樋門、樋管等の操作・運転状況を確認する。 ・ 被害状況を調査し、水防本部及び水防本部に報告する。 ・ 関係機関と協力して警戒配置につき、被害箇所の水防作業を実施する。 ・ 避難所等の発令を判断する。発令される場合は誘導を行う。 ・ 水防団は第3次出動体制に移る。
水防本部を廃止し、災害対策本部へ移行	次の警報が発表されたとき (7) 水防法(第10条の2)に基づき予報 a. 大雨注意報 イ 河川に災害が発生した場合、市長が必要と認められたとき	主なる水防事務及び水防活動 ・ 水防に関する情報連絡を行う。 ・ 水防団は連絡・待機体制とする。

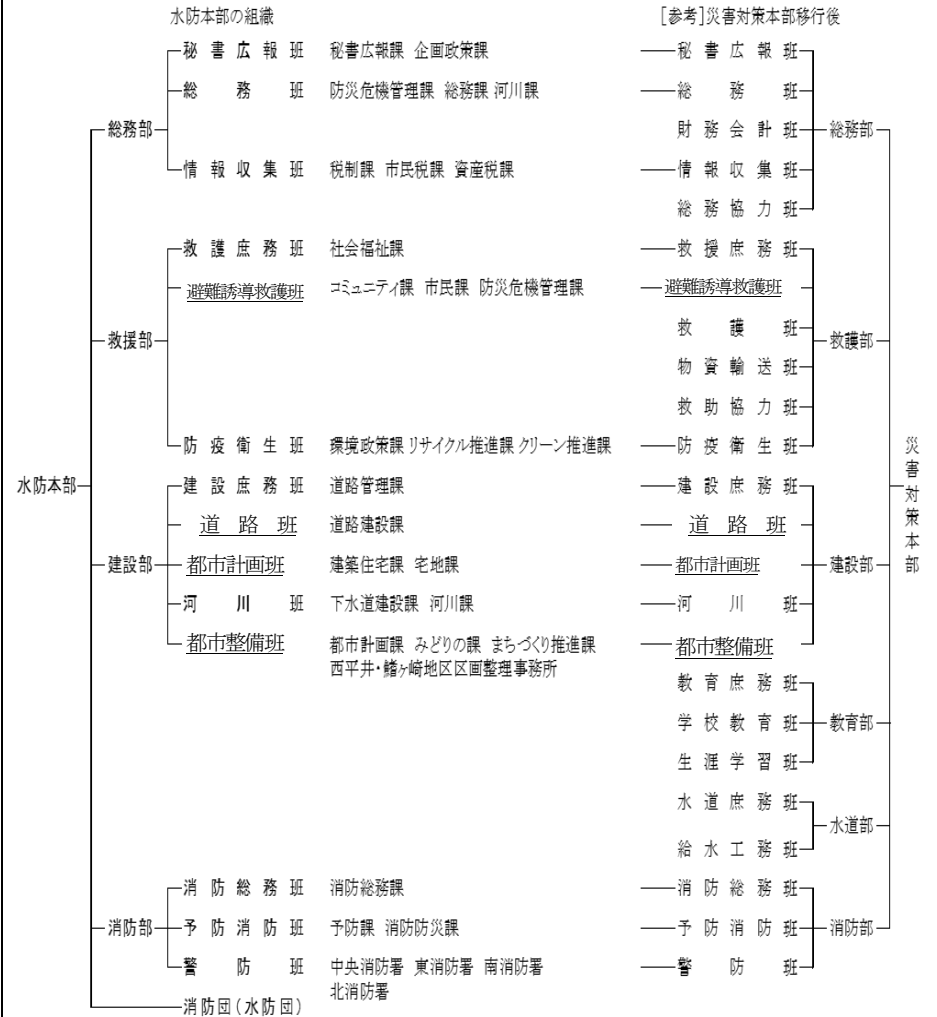
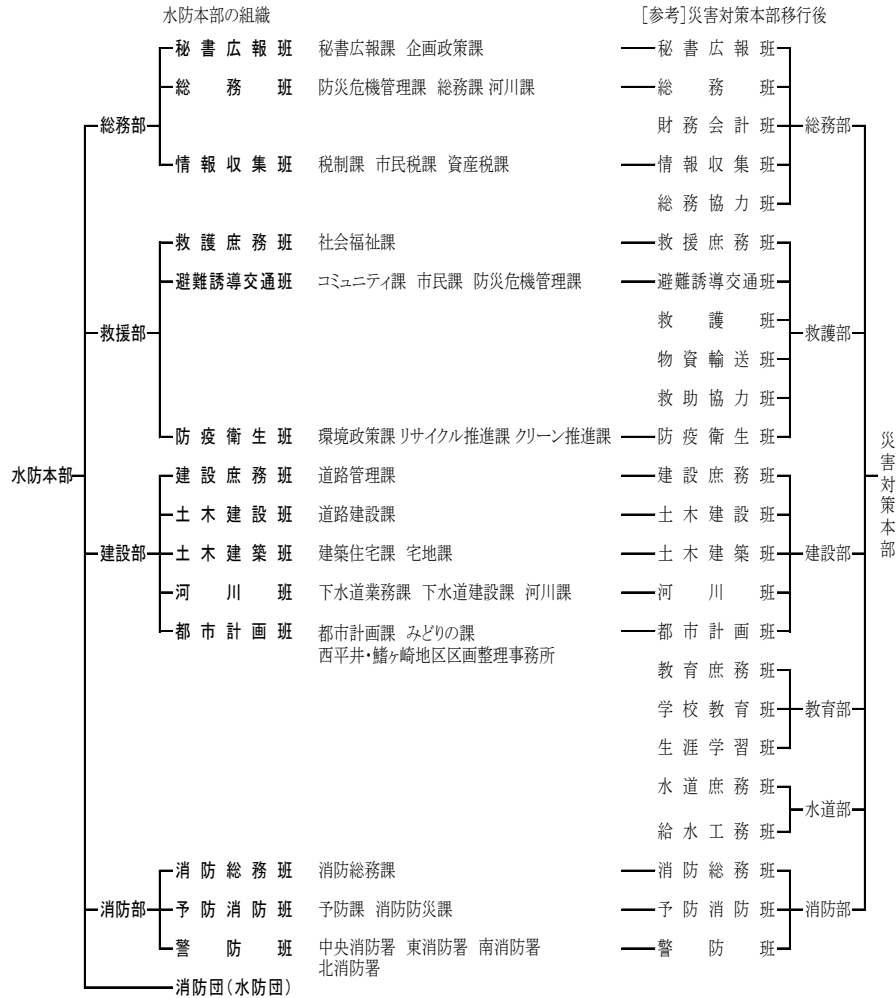
※ 水防準備体制、水防注意体制の詳細な基準等については流山市水防活動実務マニュアルによる。

旧

新

第2章 水防組織
 第2節 水防本部の組織と構成
 1 水防本部の組織系統

第2章 水防組織
 第2節 水防本部の組織と構成
 1 水防本部の組織系統



※地域防災計画と整合。

旧			新			
本部室構成			本部室構成			
本部	本部長	市長	本部	本部長	市長	
	副本部長	副市長		副本部長	副市長	
	指揮監	土木部長		指揮監	土木部長	
	本部員	総合政策部長		その他本部長が必要と認めた者	本部員	上下水道事業管理者
		総務部長				総合政策部長
		財政部長				総務部長
		市民生活部長				財政部長
		健康福祉部長				市民生活部長
		環境部長				産業振興部長
		都市計画部長				環境部長
		都市整備部長				都市計画部長
		消防長				都市整備部長
		消防団長				健康福祉部長
						消防長
	消防団長					
	その他本部長が必要と認めた者					

※本部員に上下水道事業管理者の追加

旧			新		
2 水防本部の事務分掌			2 水防本部の事務分掌		
表 水防本部の編成及びの事務分掌			表 水防本部の編成及びの事務分掌		
本部設置時の職名	平常時の職名	事務分掌	本部設置時の職名	平常時の職名	事務分掌
本部長	市長	水防本部の事務を総括する。	本部長	市長	水防本部の事務を総括する。
副本部長	副市長	本部長を補佐し、水防事務の円滑な実施を図る	副本部長	副市長	本部長を補佐し、水防事務の円滑な実施を図る
指揮監	土木部長	本部長、副本部長を補佐し、その命を受けて分掌事務を掌理し、本部員指揮監督する。	指揮監	土木部長	本部長、副本部長を補佐し、その命を受けて分掌事務を掌理し、本部員指揮監督する。
本部員	市民生活部長 総務部長 総合政策部長 財政部長 健康福祉部長 環境部長 都市計画部長 都市整備部長 消防長 消防団長	本部長、副本部長及び指揮監を補佐し、その命を受けて分掌事務を掌理し、班を指揮監督する。	本部員	<u>上下水道事業管理者</u> 市民生活部長 総務部長 総合政策部長 財政部長 健康福祉部長 環境部長 都市計画部長 都市整備部長 消防長 消防団長	本部長、副本部長及び指揮監を補佐し、その命を受けて分掌事務を掌理し、班を指揮監督する。
			※本部員に上下水道事業管理者を追加		

旧

表 水防本部の編成及び各班の事務分掌(1/2)

部	班	事務分掌
【総務部】 ◎市民生活部長 ○総務部長 総合政策部長 財政部長	秘書広報班 ◎秘書広報課長 ○企画政策課長	1 本部長、副本部長及び指揮監の秘書に関すること。 2 水防情報関係の広報に関すること。 3 災害時の記録及び撮影に関すること。 4 報道機関との連絡に関すること。
	総務班 ◎防災危機管理課長 ○河川課長 総務課長	1 水防本部の設置及び本部室の運営に関すること。 2 職員の動員配置及び労務供給に関すること。 3 水防対策従事者名簿の作成に関すること。 4 水防情報の総括及び報告に関すること。 5 警報の伝達に関すること。 6 避難準備情報に関すること。 7 関係機関との連絡調整に関すること。 8 各部各班との連絡調整に関すること。 9 県・市防災行政無線の運用統制に関すること。 10 部の庶務に関すること。
	情報収集班 ◎税制課長 ○市民税課長 資産税課長	1 水防情報の収集及び伝達に関すること。 2 被害の調査及び集計に関すること。

新

表 水防本部の編成及び各班の事務分掌(1/2)

部	班	事務分掌
【総務部】 ◎市民生活部長 ○総務部長 総合政策部長 財政部長	秘書広報班 ◎秘書広報課長 ○企画政策課長	1 本部及び副本部長の秘書に関すること。 2 水防情報関係の広報に関すること。 3 災害時の記録及び撮影に関すること。 4 報道機関との連絡に関すること。
	総務班 ◎防災危機管理課長 ○河川課長 総務課長	1 水防本部の設置及び本部室の運営に関すること。 2 職員の動員配置及び労務供給に関すること。 3 水防対策従事者名簿の作成に関すること。 4 水防情報の総括及び報告に関すること。 5 警報の伝達に関すること。 6 避難準備情報に関すること。 7 関係機関との連絡調整に関すること。 8 各部各班との連絡調整に関すること。 9 県・市防災行政無線の運用統制に関すること。 10 部の庶務に関すること。
	情報収集班 ◎税制課長 ○市民税課長 資産税課長	1 水防情報の収集及び伝達に関すること。 2 被害の調査及び集計に関すること。

※地域防災計画との整合

旧			新		
【救援部】 ◎健康福祉部長 ○環境部長	救援庶務班 ◎社会福祉課長	1 部内各班との連絡調整に関する こと。 2 福祉会館等の避難所開設協 力に関する こと。 3 部の庶務に関する こと。	【救援部】 ◎健康福祉部長 ○環境部長	救援庶務班 ◎社会福祉課長	1 部内各班との連絡調整に関する こと。 2 福祉会館等の避難所開設協 力に関する こと。 3 部の庶務に関する こと。
	避難誘導交通班 ◎コミュニティ課長 ○市民課長 防災危機管理課長	1 避難誘導に関する こと。 2 <u>交通規制に関する こと。</u> 3 <u>交通安全対策に関する こと。</u> 4 <u>交通機関等との連絡調整 に関する こと。</u>		避難誘導救援班 ◎コミュニティ課長 ○市民課長 防災危機管理課長	1 避難誘導に関する こと。
	防疫衛生班 ◎環境政策課長 ○リサイクル推進課長 クリーン推進課長	1 災害時の防疫及び消毒に 関する こと。 2 災害時のし尿及びごみの 処理に 関する こと。		防疫衛生班 ◎環境政策・放射能対策課長 ○クリーンセンター所長	1 災害時の防疫及び消毒に 関する こと。 2 災害時のし尿及びごみの 処理に 関する こと。
			※地域防災計画と整合及び組織改編		

旧			新		
【建設部】 ◎都市計画部長 ○都市整備部長	建設庶務班 ◎道路管理課長	1 部内各班との連絡調整に関する こと。 2 災害時の道路管理に関する こと。 3 障害物の除去に関する こと。 4 建設資機材の確保に関する こと。 5 建設団体等との連絡調整に関する こと。 6 部の庶務に関する こと。	【建設部】 ◎都市計画部長 ○都市整備部長	建設庶務班 ◎道路管理課長	1 部内各班との連絡調整に関する こと。 2 災害時の道路管理に関する こと。 3 障害物の除去に関する こと。 4 建設資機材の確保に関する こと。 5 建設団体等との連絡調整に関する こと。 6 部の庶務に関する こと。
	土木建設班 ◎道路建設課長	1 道路及び橋梁の巡視、応急修理及び 復旧に関する こと。		道路班 ◎道路建設課長	1 道路及び橋梁の巡視、応急修理及び 復旧に関する こと。
	土木建築班 ◎建築住宅課長 ○宅地課長	1 被災者の救助に関する こと。 2 水防通信に関する こと。 3 被害調査に関する こと。		都市計画班 ◎都市計画課長 ○建築住宅課長 宅地課長	1 <u>市営住宅の応急修理及び復旧に 関 する こと。</u>
			※地域防災計画と整合		

旧

表 水防本部の編成及び各班の事務分掌 (2/2)

部	班	事務分掌
【建設部】 ◎都市計画部長 ○都市整備部長	河川班 ◎下水道建設課長 ○下水道業務課長	1 水防技術に関する こと。 2 河川及び下水道施 設の巡視、応急修理 及び復旧に関する こと。 3 水門の監視及び操 作に関すること。 4 樋管等閉鎖による 内水のいっ水防止 に関すること。 5 千葉県湛水防除事 業流山排水機場の 操作に関すること。
	都市計画班 ◎都市計画課長 ○西平井・鱈ヶ崎地区 区画整理事務所長 みどりの課長	1 部内他班の協力を 関すること。

新

表 水防本部の編成及び各班の事務分掌 (2/2)

部	班	事務分掌
【建設部】 ◎都市計画部長 ○都市整備部長	河川班 ◎下水道建設課長	1 水防技術に関する こと。 2 河川及び下水道施 設の巡視、応急修理 及び復旧に関する こと。 3 水門の監視及び操 作に関すること。 4 樋管等閉鎖による 内水のいっ水防止 に関すること。 5 千葉県湛水防除事 業流山排水機場の 操作に関すること。
	都市整備班 ◎まちづくり推進課長 ○西平井・鱈ヶ崎地区 区画整理事務所長 みどりの課長	1 部内他班の協力を 関すること。 2 交通規制に關す ること。 3 交通安全対策に 関すること。 4 交通機関等との 連絡調整に關す ること。

※地域防災計画との整合及び組織改編

旧			新		
消防部 ◎消防長	消防総務班 ◎消防総務課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内各班との連絡調整に関すること。 2 消防に係る関係機関との連絡に関すること。 3 水防資機材の調達に関すること。 4 消防本部及び消防署の所管に属する施設の被害の調査及び報告に関すること。 5 部の庶務に関すること。 	消防部 ◎消防長	消防総務班 ◎消防総務課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内各班との連絡調整に関すること。 2 消防に係る関係機関との連絡に関すること。 3 水防資機材の調達に関すること。 4 消防本部及び消防署の所管に属する施設の被害の調査及び報告に関すること。 5 部の庶務に関すること。
	予防消防班 ◎予防課長 ○消防防災課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 消防隊の総括運用及び指令に関すること。 2 水防情報の収集及び伝達に関すること。 3 雨量、水位等の観測及び報告に関すること。 4 消防職員及び消防団員の非常参集に関すること。 5 消防通信の統制運用に関すること。 6 消防の相互応援に関すること。 		予防消防班 <u>◎消防防災課長</u> <u>○予防課長</u>	<ol style="list-style-type: none"> 1 消防隊の総括運用及び指令に関すること。 2 水防情報の収集及び伝達に関すること。 3 雨量、水位等の観測及び報告に関すること。 4 消防職員及び消防団員の非常参集に関すること。 5 消防通信の統制運用に関すること。 6 消防の相互応援に関すること。

旧			新		
	警防班 ◎中央消防署長 東消防署長 ○北消防署長 ○北消防署長	1 警戒区域の設定に関すること。 2 河川、堤防等の巡視、警戒、防御に関すること。 3 水防工作に関すること。 4 避難に関すること。 5 現場広報に関すること。		警防班 ◎中央消防署長 東消防署長 ○南消防署長 ○北消防署長	1 警戒区域の設定に関すること。 2 河川、堤防等の巡視、警戒、防ぎよに関すること。 3 水防工作に関すること。 4 避難に関すること。 5 現場広報に関すること。
消防団 (水防団) ◎消防団長		1 河川、堤防等の巡視、警戒及び水位の観測に関すること。 2 水防工作に関すること。 3 水難の救助活動に関すること。	消防団 (水防団) ◎消防団長		1 河川、堤防等の巡視、警戒及び水位の観測に関すること。 2 水防工作に関すること。 3 <u>避難活動に関する</u> こと。
注) 1) ◎印は、各部の部長及び各班の班長とする。 2) ○印は、各部の副部長及び各班の副班長とする。 3) 各班の所属職員は、班の欄に記載するそれぞれの課等の長が業務を掌理する課等に所属する職員とする。ただし、 <u>安心安全課</u> の課長は当該課の職員のうちから総務班及び避難誘導交通班に配置する職員を、河川課の課長は当該課の職員のうちから総務班及び河川班に配置する職員をあらかじめ指定しておくものとする。			注) 1) ◎印は、各部の部長及び各班の班長とする。 2) ○印は、各部の副部長及び各班の副班長とする。 3) 各班の所属職員は、班の欄に記載するそれぞれの課等の長が業務を掌理する課等に所属する職員とする。ただし、 <u>防災危機管理課</u> の課長は当該課の職員のうちから総務班及び避難誘導救援班に配置する職員を、河川課の課長は当該課の職員のうちから総務班及び河川班に配置する職員をあらかじめ指定しておくものとする。		
			※市の組織改編		

旧	新
<p>第3節 水防本部の連絡系統</p> <p>2 通信・連絡</p> <p>水防管理者、水防団長又は消防長は、水防上緊急を要する通信を行う場合、次に挙げる通信施設を使用することができる。(法第27条第2項)</p> <p>水防関係機関の連絡先は資料編に示す。</p> <p>・ア 通信設備</p> <p>(ア) 一般加入電話施設</p> <p>(イ) 防災行政無線施設</p> <p>(ウ) 安心メール</p> <p>(エ) 県防災行政無線・県防災情報システム</p> <p>(オ) <u>衛星電話・専用携帯電話</u></p>	<p>第3節 水防本部の連絡系統</p> <p>2 通信・連絡</p> <p>水防管理者、水防団長又は消防長は、水防上緊急を要する通信を行う場合、次に挙げる通信施設を使用することができる。(法第27条第2項)</p> <p>水防関係機関の連絡先は資料編に示す。</p> <p>・ア 通信設備</p> <p>(ア) 一般加入電話施設</p> <p>(イ) 防災行政無線施設</p> <p>(ウ) 安心メール</p> <p>(エ) 県防災行政無線・県防災情報システム</p> <p>※水防計画との整合</p>

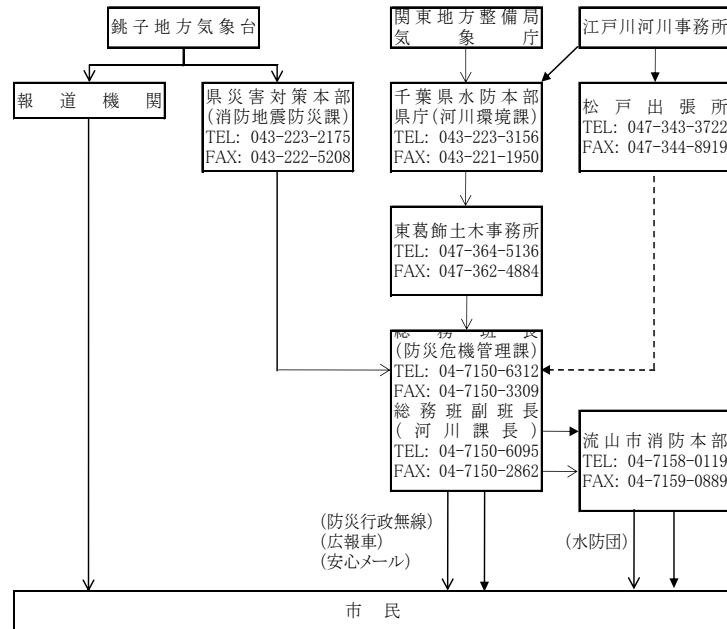
旧

新

第3章 洪水予報・水防警報

第1節 洪水予報及び水防警報の伝達系統

(3) 国土交通省が行う水防警報及び気象庁と共同で行う洪水予報伝達系統

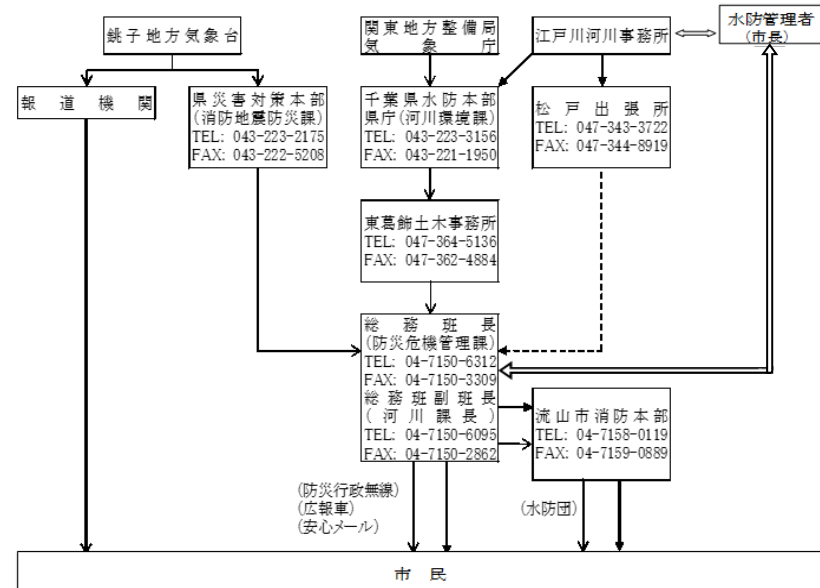


- ← 1. 気象庁が単独で行う洪水予報
- ← 2. 国土交通省と気象庁が共同で行う洪水予報・水防警報
なお、実線は基本系、破線は補助系である。
()は、市水防本部設置前の名称

第3章 洪水予報・水防警報

第1節 洪水予報及び水防警報の伝達系統

(3) 国土交通省が行う水防警報及び気象庁と共同で行う洪水予報伝達系統



- ← 1. 気象庁が単独で行う洪水予報
- ← 2. 国土交通省と気象庁が共同で行う洪水予報・水防警報
なお、実線は基本系、破線は補助系である。
()は、市水防本部設置前の名称
- ↔ 3. 第1ホットライン (緊急時)

※第1ホットラインの追加

旧

新

＜参考資料＞ 予報警報の種類

気象庁の水防活動に関する予警報の種類（銚子地方気象台）

種 類		発表基準
※水防活動の利用に適合するもの	水防活動用 気象注意報	大雨によって災害が起こる恐れがあると予想される場合。 具体的には次の条件に該当する場合である。 1時間雨量： <u>40mm</u> 土壌雨量指数基準： <u>92</u>
	水防活動用 気象警報	大雨によって重大な災害が起こる恐れがあると予想される場合。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 1時間雨量： <u>60mm</u> 土壌雨量指数基準： <u>115</u>
	水防活動用 洪水注意報	洪水によって災害が起る恐れがあると予想される場合。 具体的には次の条件に該当する場合である。 1時間雨量： <u>40mm</u> 1時間雨量：20mm かつ江戸川流域雨量指数 <u>5</u>

＜参考資料＞ 予報警報の種類

ウ 気象庁の水防活動に関する予警報の種類（銚子地方気象台）

種 類		発表基準	
※水防活動の利用に適合するもの	水防活動用 気象注意報	大雨によって災害が起こる恐れがあると予想される場合。 具体的には次の条件に該当する場合である。 1時間雨量： <u>30mm</u> 土壌雨量指数基準： <u>104</u>	
	水防活動用 気象警報	大雨警報	大雨によって重大な災害が起こる恐れがあると予想される場合。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 1時間雨量： <u>50mm</u> 土壌雨量指数基準： <u>122</u>
		大雨特別警報	<u>大雨による重大な災害が発生するおそれ著しく大きいと予想したとき。</u>
水防活動用 洪水注意報	洪水によって災害が起る恐れがあると予想される場合。 具体的には次の条件に該当する場合である。 1時間雨量： <u>30mm</u> 1時間雨量：20mm かつ江戸川流域雨量指数 <u>9</u>		

※平成25年8月の気象庁の警報発表基準の変更

旧				新			
	水防活動用 洪水警報	洪水警報	洪水によって重大な災害が起こる恐れがあると予想される場合。 具体的には次の条件に該当する場合である。 1時間雨量 : 60mm 1時間雨量 : 30mm かつ江戸川流域雨量指数 ⁵		水防活動用 洪水警報	洪水警報	洪水によって重大な災害が起こる恐れがあると予想される場合。 具体的には次の条件に該当する場合である。 1時間雨量 : <u>50mm</u> 1時間雨量 : 30mm かつ江戸川流域雨量指数 ⁹
<p>注) 1. 発表基準欄に記載した数値は、県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際の概ねの目安である。近年、宅地開発等により災害発生が多くなり、今後この数値は変わることもある。</p> <p>2. ※ 水防活動の利用に適合する警報は、一般の注意刑法のうち水防に関するものを用いて行い、水防活動用の語は用いない。 また、新たな注意報又は警報が発表される時は、これまで継続中の警報は自動的に解除又は更新されて新たな注意報又は警報に替えられる。</p> <p>4. この基準は、平成22年10月1日現在、銚子地方気象台発表の千葉県北西部東葛飾地域のものである。</p>				<p>注) 1. 発表基準欄に記載した数値は、県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際の概ねの目安である。近年、宅地開発等により災害発生が多くなり、今後この数値は変わることもある。</p> <p>2. ※ 水防活動の利用に適合する警報は、一般の注意刑法のうち水防に関するものを用いて行い、水防活動用の語は用いない。 また、新たな注意報又は警報が発表される時は、これまで継続中の警報は自動的に解除又は更新されて新たな注意報又は警報に替えられる。</p> <p>4. この基準は、平成26年10月9日現在、銚子地方気象台発表の千葉県北西部東葛飾地域のものである。</p>			
				<p>※平成25年8月の気象庁警報発表基準の変更</p>			

旧					新				
第4章 情報の収集 第1節 雨量・水位の観測通報 (2) 水位の観測通報 ア 江戸川の水位の確認は、河川課又は予防消防班で行うものとする。観測地点は、以下のとおり。確認方法は、本章2節のホームページ「川の防災情報」等による。					第4章 情報の収集 第1節 雨量・水位の観測通報 (2) 水位の観測通報 ア 江戸川、 <u>利根運河及び坂川</u> の水位の確認は、河川課又は予防消防班で行うものとする。観測地点は、以下のとおり。確認方法は、本章2節のホームページ「川の防災情報」等による。				
観測所 (基準地点)	水系河川名	位置	所管	住所	観測所 (基準地点)	水系河川名	位置	所管	住所
西関宿	利根川水系 江戸川	右岸 58.41km	江戸川河川事務所	埼玉県幸手市西関宿	西関宿	利根川水系 江戸川	右岸 58.41km	江戸川河川事務所	埼玉県幸手市西関宿
野田	利根川水系 江戸川	左岸 39.03km	江戸川河川事務所	千葉県野田市中野台 (江戸川左岸野田橋下流)	野田	利根川水系 江戸川	左岸 39.03km	江戸川河川事務所	千葉県野田市中野台 (江戸川左岸野田橋下流)
					大谷口新田	利根川水系 坂川	右岸 1.5km	江戸川河川事務所	千葉県松戸市新松戸
					※平成27年度洪水計画書参照				

旧	新
<p>第5章 水防活動</p> <p>第1節 洪水ハザードマップ</p> <p>市は、洪水予報の伝達方法、避難場所の確保を図るために必要な事項について市民に周知させるよう、洪水ハザードマップを作成し、市民に公表・配布する。</p> <p>また、浸水想定区域の見直し、周辺環境の変化等で必要に応じて洪水ハザードマップを更新する。</p> <p>第2節 巡視及び警戒</p> <p>2 重要水防箇所</p> <p>定時又は随時に巡視するものとする。</p> <p>なお、重要水防箇所は資料編に示す。</p> <p>第10節の2から移動</p>	<p>第5章 水防活動</p> <p>第1節 洪水・<u>内水</u>ハザードマップ</p> <p>市は、洪水予報の伝達方法、避難場所の確保を図るために必要な事項について市民に周知させるよう、洪水ハザードマップを作成する。</p> <p><u>また、過去の浸水履歴を記載した、内水ハザードマップを作成し、両ハザードマップを市民に公表・配布する。</u></p> <p>※内水ハザードマップを追加。</p> <p>第2節 巡視及び警戒</p> <p>2 重要水防箇所</p> <p><u>重要水防箇所は、河川管理者と水防管理者及び水防団等が合同で点検をおこなうなど、平常時から巡視及び警戒を行うとともに、洪水時は、河川の監視及び警戒をさらに厳重にし、重要水防箇所を中心に巡視を行う箇所である。</u></p> <p>なお、重要水防箇所は資料編に示す。</p> <p>※平成27年度水防の手引きの改定</p> <p><u>4 警戒区域の設定</u></p> <p><u>水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属するものは、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対してその区域への立入を禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの撤去を命ずることができる。(法第21条)</u></p>

旧	新
<p>第10節 決壊時並びに決壊後の処置</p> <p>1 処置</p> <p>堤防その他の施設が決壊したときは、水防本部長及び消防長は、直ちにこれに関係者（当該施設管理者、警察及び隣接する水防管理団体等）に通報しなければならない。</p> <p>これと共に、できる限りはん濫による被害が拡大しないよう、危険性が高いと判断された時点で、次の事項に配慮し、適切な方策を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 関係機関や地域住民に周知 ・ 避難体制の整備 ・ 土のう積み等の応急工事の実施 ・ 水門及び排水機場等の破壊については、土のう、矢板等により応急に締切を行い、移動ポンプ車等を動員して内水の排除に努めるものとする。 <p>2 警戒区域の設定</p> <p>水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関職員は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対してその区域への立ち入りを禁止、若しくは制限し、又はその区域からの撤去を命じることができる。この場合、ロープ等を用い水防団員が警戒に当たる。</p>	<p>第10節 決壊の通報並びに決壊後の処置</p> <p>1 決壊の通報</p> <p><u>堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者は、直ちにこれを関係機関に通報しなければならない。（法第25条）</u></p> <p><u>これと共に、できる限り早期に災害対策本部に移行する。</u></p> <p>2 決壊後の処置</p> <p><u>堤防その他の施設が決壊したときにおいても、水防管理者は、できる限りはん濫による被害が拡大しないように努めなければならない。（法第26条）</u></p> <p>応急対策として、次の事項に配慮し、適切な方策を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 関係機関や市民に周知 ・ 避難体制の整備 ・ 土のう積み等の応急工事の実施 ・ 水門及び排水機場等の破壊については、土のう、矢板等により応急に締切を行い、移動ポンプ車等を動員して内水の排除に努めるものとする。 <p>※水防法25条及び26条の明確化</p> <p>※第2節の4へ移動</p>

旧

第13節 公用負担

(3) 公用負担の証票

公用負担の権限を行使したときは、次のような証票を2通作成して、そのうち、1通を目的物所有者、管理者又はこれに準ずるべき者に手渡さなければならない。

公 用 負 担 証 書				
負担者	住 所	氏 名	物 件 数 量	負 担 内 容 (使用収用処分等) 適 要
			年 月 日	
	命令者職名 氏名			印

新

第13節 公用負担

(3) 公用負担の証票

公用負担の権限を行使したときは、次のような証票を2通作成して、そのうち、1通を目的物所有者、管理者又はこれに準ずるべき者に手渡さなければならない。

公 用 負 担 証 書				
第 号の	負担者	住 所	指 名	
			物 件 数 量	負 担 内 容 (使用収用処分等) 適 要
			年 月 日	
			水防管理者 氏名	印
			権限行使者 自署	

※様式の一部変更

旧	新
<p>第14節 水防活動の解除</p> <p>水防本部長は、水位がはん濫注意水位より減じ、かつ危険がなくなった後において、水防活動の解除を命じたときは、これを一般に周知させると共に、関係機関にたいしてその旨を報告するものとする。</p>	<p>第14節 水防活動の解除</p> <p><u>水防管理者は、次のいずれかに該当する場合に水防活動解除した時は、関係機関に対して、その旨を報告するとともに、安心メール及び防災行政無線を活用して市民に周知するものとする。</u></p> <p><u>(ア) 指定河川及びその他の河川がはん濫注意水位以下に減水し、危険のおそれが消したとき。</u></p> <p><u>(イ) 県水防本部（東葛飾土木事務所）から水防解除指令を受けたとき。</u></p> <p>※地域防災計画との整合及び通信形態の変遷</p>